

労働政策審議会 勤労者生活分科会（第34回）	資料 1
令和 7 年 3 月 26 日	

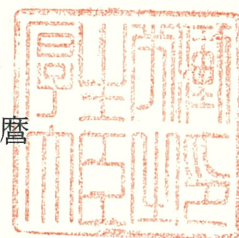
厚生労働省発雇均0324第 1 号

令 和 7 年 3 月 2 4 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、
別紙「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の床面積要件の追加

勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の床面積要件については、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、当該住宅が租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認（以下この第一において「建築確認」という。）を受けたものであるときは、四十平方メートル以上とする要件としているところ、令和七年十二月三十一日までに建築確認を受けた住宅についても適用できることとすること。（第一条の十四第一号口関係）

第二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この省令は、令和七年四月一日から施行すること。（附則関係）